

山鹿市債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第2号

山鹿市債権管理規則の一部を改正する規則

山鹿市債権管理規則（平成29年山鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。  
第1条第2項中「、山鹿市下水道事業会計及び山鹿市農業集落排水事業会計」を「及び  
山鹿市下水道事業会計」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。